

Ⅱ．現代韓国社会における民事訴訟法の役割

金 滉 植*

1. は じ め に

皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました金滉植と申します。皆さんの前で現代社会における民事訴訟法の役割というテーマで講演することができまして、嬉しく思います。私に与えられた時間は限られています。韓国の司法制度発展の歴史、法治主義や司法独立の役割、民事訴訟の理念を実現するための様々な制度改善策、憲法裁判所制度の導入背景や役割などを中心に講演を進めさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。韓国は1895年に近代的裁判制度を初めて導入しましたが、皆さんもご存じのとおり、1910年から36年にわたる日本による植民地支配を経験しました。その結果、韓国の初期司法は多くの面において日本の影響を受けざるを得ませんでした。なお、日本は19世紀の後半からドイツをモデルに憲法制定や国家機構整備などの作業を進めてきたため、韓国の初期司法にはドイツの名残も残っていました。

1945年、植民地支配から解放された韓国は1948年に政府を樹立することで独立国家として第一歩を踏み出すこととなります。その後朝鮮戦争、軍事独裁、高度の経済成長、民主化など歴史的激変期を経て、今日のステータスを有することとなり、司法制度に関しても、英米法系と大陸法系の多様な制度を受け入れながら改善作業を積み重ね、現在は世界各国に制度を

* キム・ファンシク（김황식） 前韓国国務総理 元韓国大法官

輸出する司法先進国として位置づけられました。韓国の経済や司法制度のめざましい発展によって自由民主主義の主たる価値である法治主義を確立できたことは社会の安定や経済発展の原動力となり、独立した司法が行政・立法権力を牽制することによって三権はバランスを保ち、国民の基本権が保障することができたと考えます。その結果、韓国の国民は司法に大半の民事紛争解決を委ねています。2013年1年間、韓国の第一審民事本案訴訟の新受件数は約109万件、控訴審の新受件数は約56,000件、上告審の新受件数は約12,000件にのぼります。これに対し、日本の場合、同期間第一審民事本案訴訟の新受件数は約50万件、控訴審の新受件数は約25,000件、上告審の新受件数は約5,400件で、韓国の事件数が多いことが分かり、両国の人口を考えると、その差はさらに際立ちます。

2. 民事訴訟制度の改善作業

これから、韓国の民事訴訟制度の発展の様子についてお話しします。皆様もご存じのとおり、民事訴訟の四つの理念は迅速、経済、適正、公正です。韓国における民事訴訟制度の改善作業は民事訴訟の理念を達成するための努力の一環として評価することができます。韓国は2006年から民事訴訟の審理方式を従前の書面審理主義から口頭審理主義に転換するという一大改革を断行し、現在、口頭審理主義は裁判実務において完全に定着しました。このような改革は民事訴訟における適正の理念を実現するためになされました。従前の書面審理中心の裁判は、裁判官と訴訟代理人の間で行われる難しい法律用語を用いた話し合いといったものでしたが、その結果、当事者の手続への関与が制限され、事件に関する理解も足りない面がありました。例えば、代理人は法廷で「訴状を陳述します」「何月何日付けの準備書面を陳述します」というだけで、訴状や準備書面の具体的な内容については説明しないのが従前の慣行であり、現在の日本の実務もまた、それほど変わりはないと聞いております。ところが、口頭審理の活性

化に伴い、法廷での弁論や証拠調べが「口頭」によって行われ、当事者は直接、裁判官と意見交換が出来るようになりその結果、裁判の透明性も改善されました。すなわち、当事者と代理人は訴状、準備書面の中核となる主張や証拠書類の趣旨を口頭で説明し、裁判官も法廷で争点を整理し、訴訟の事実関係をより明確にするべく釈明権を行使するなど、口頭審理をより効率的なものにするため、積極的に努力しています。特に事案の争点が複雑で多岐にわたる場合、パワーポイントプログラムを利用したプレゼンテーション方式の弁論が行われることもしばしばありまして、すべての法廷には大型スクリーンが完備されているため、このような電子機器を利用した弁論も容易に実現できます。電子訴訟につきましては後ほどご説明いたしますが、電子訴訟と口頭審理が融合した現在の民事訴訟は、当事者に裁判情報を正確かつ迅速に伝えると共に、結論への予測可能性を保障し、これによって司法に対する国民の信頼が更に厚くなったと信じています。このように、民事訴訟のパラダイムを変える制度の改善はドイツの口頭弁論と集中審理の実務から多大な示唆を得たものであります。私は、裁判官として在職していた1978年にドイツ学術交流部（DAAD）の奨学金支援を受けてドイツで勉強する機会を得ました。当時ドイツでは長きにわたって問題として指摘されてきた訴訟の慢性的な遅延を解決するために「裁判の手続の簡素化および促進のための法律（Das Gesetz zur Vereinfachung und Beschleunigung gerichtlicher Verfahren）の大々的な改正作業が行われていました。法律の主な内容は徹底的な下準備をした上で包括的に準備された口頭弁論期日を開いて、裁判所による事実関係及び争点のまとめ、当事者の弁論、証拠調べを同時に実施し、原則として一回の期日で弁論を済ませることを目標とするものであって、その中核は口頭弁論と集中審理主義の強化にあります。私はドイツの民事訴訟制度の改善方向に大きく共感し、帰国後ドイツの議論を積極的に紹介して、集中審理および第一審訴訟手続の迅速化・簡素化の方法に関する研究論文を執筆するなど奔走しました。韓国においても口頭審理主義が全面的に導入されたことを喜び、その過程で

小さな役割を果たしたことを誇りに思います。

続きまして、韓国の少額事件審判制度の導入の成果についてご説明します。訴訟目的の価額が2,000万ウォンに満たない事件を「少額事件」と呼んでいます。第一審民事事件の内、少額事件は70%以上の割合を占めています。従いまして、少額事件を簡易、迅速に処理することは迅速、廉価という民事訴訟の理念を実現する近道でもあります。そのために制定された少額審判手続法は民事訴訟法の特別法として、① 履行勧告決定制度、② 訴訟代理及び証拠調べに関する特則、③ 判決に関する特則などを定めています。まず、履行勧告決定について説明します。少額事件訴訟が提起されると裁判所は請求の原因を検討し、被告が受け入れる可能性があるかと判断した場合、訴状を添付し、請求の趣旨通りに履行するよう被告に勧告決定をすることができます。これに対し被告が異議を申し立てると弁論期日が指定され、通常の手続に従って訴訟が行われますが、逆に被告が履行勧告決定を受けてから二週間以内に異議を申し立てない場合、確定判決と同じ効力が生じます。これにより原告・被告が弁論期日に出席せず、債務名義が獲得できるメリットがあります。2013年一年間処理された少額事件の約14%（80万4千件のうち、約11万3千件）が履行勧告決定によって処理されたことに照らしてみれば、履行勧告制度は少額事件の簡易・迅速な解決に貢献していると評価できます。他にも、手続上の特則として、配偶者および一定の親族は裁判所の許可なしに訴訟代理人になれること、口頭で提訴することができること、弁論はなるべく一回で終わらせるよう努力する義務が課されていること、休日及び夜間開廷が可能となっていること、弁論の直後に判決を言い渡すことが可能であり、判決理由記載も省略できることなどが挙げられます。これらの特則により、大量の少額事件を簡易・迅速な手続で解決することができます。

次に、電子訴訟についてお話をさせていただきます。電子訴訟は、分かりやすく言えば「紙記録のない訴訟」でございます。紙記録なしでどうやって訴訟ができるかと疑問を抱く方もいらっしゃると思ひまして簡単に

説明しますと、訴状、準備書面、証拠書類、弁論期日呼出状などすべての文書ファイルの集合体が原本の訴訟記録となるわけです。最初は紙記録で訴訟を遂行して事後的に当事者の申し出によって電子訴訟に切り替える場合にも、全書類をPDFファイルに転換することになりますが、その際紛失する恐れがなくなり、紙記録の保存にかかる時間、努力、空間を節約することができるようになりました。電子訴訟の具体的な様子を説明いたしますと、既に申しあげましたとおり、両当事者の一方でも電子訴訟に同意すると訴訟記録は電子化されます。当事者は訴状、準備書面、証拠書類などを電子的方法で提出し、裁判所側も判決を電子文書で送付し、弁論期日の呼出を電子的方法で行います。ただし、電子訴訟に同意しない当事者は従前と同じ方法で訴訟を遂行することができます。2015年3月、民事執行・非訟事件にも電子訴訟サービスが導入され、これで刑事訴訟を除いたすべての訴訟分野に、電子訴訟サービス体制が完成しました。法廷の風景もまた、大きく変わりました。すべての法廷に設置された大型スクリーン画面を通して裁判官と当事者側が書面や証拠書類を事前情報を持たない傍聴人でも、主張の内容や事件の争点が見えるようになりました。電子訴訟の導入はまさに、口頭審理主義に翼を付けたようなものと言えるでしょう。

電子訴訟の利用も活発です。2014年には、民事本件訴訟のうち、電子訴訟の割合は53.5%に達しており、特に行政訴訟の場合、国や自治体などに電子訴訟を義務づけることにより、99%以上が電子訴訟で行われています。既存の訴訟手続が露呈した場所的・時間的制約を克服し、記録閲覧の便利性を高めた電子訴訟の定着で裁判の効率性が一層増しました。世界銀行も「契約紛争解決のための司法制度」部門において189ヶ国のうち、韓国を2012年から三年連続2位に評価しました。電子訴訟の定着による司法手続の効率性向上がこのような評価に反映されたものと見られます。

最後に上告制度の改善の議論についてお話をさせていただきます。上

告受理制度、高等裁判所の上告裁判分担により、最高裁への上告を制限している日本とは異なって、韓国は大法院がすべての上告事件を担当して理由としているため、上告に別段の制限はありません。その結果、事件数が急増し、1993年に約13,000件にすぎなかった上告事件の数は2014年には37,000件を越え、裁判官一人当たり、年3,000件以上の事件を処理しています。言い換えれば、韓国の大法院は世界的にも類例のない激務に追われていると言えるでしょう。私も約三年間、大法官として勤務しましたが、その激務ぶりは想像を絶するもので、私だけでなく私を補佐する裁判研究官たちも日常的に残業や週末勤務を余儀なくされました。大法院の業務の加重負担による弊害はこれだけではありません。裁判の権利を侵害されていると考えるでしょう。また、大法官全員が大法院において重要な事件について意見を交換し、社会的価値の基準を示す、いわゆる政策裁判所機能は上告裁判の「適正」理念を実現させるための大事な役目ですが、今のところ、その役目を十分に果たしているとは言えません。このような現状に対し、大法院が権利救済機能もさる事ながら政策裁判所機能も全うできていないという社会的批判が起こりました。これらの指摘を受け、大法院長の諮問機関である司法政策諮問委員会は2014年6月、大法院長に上告裁判所の設置を中心とした上告制度改善を建議し、2014年12月国会議員168人が上告裁判所設置法案を国会に提出し、現在、盛んに議論を進めています。法案の骨子は、大法院とは別途の上告裁判所を設置して、高い識見を持つ経験豊富な者を上告裁判所判事に任命し、大半の上告事件を担当させるというものです。上告裁判所の設置が実現すれば、大法院は大法院を中心にした社会的に重要な意味を持つ事件について価値基準を示す機能を担当し、上告裁判所は迅速かつ適正に個人の権利を救済する機能を担当することになります。是非とも上告裁判所の議論が実を結び上告裁判における適正、迅速の理念が実現できることを望んでいます。

3. 憲法裁判所制度の導入の背景及び役割

最後に、韓国の憲法裁判所制度の導入背景及び役割について簡単にご説明します。最高裁が一般裁判はもちろん違憲法律審判などの憲法裁判までも担当する日本とは異なり、韓国は大法院と憲法裁判所が別途に設置されています。1987年民主化運動の産物である改正憲法によって設立された憲法裁判所は、違憲法律審判、違憲政党解散審判、弾劾審判、憲法訴願審判などを担当しています。特に初めて導入されました憲法訴願審判は、公権力の行使又は不行使によって憲法上保障された基本権が侵害された場合、国民が直接救済を求める制度として国民の基本権保障に大いに貢献したとの評価を受けていますが、大法院が法律の解釈や適用など裁判一般に関する最高の裁判機関としての地位を有するのに対し、憲法裁判所は憲法で列挙した一定の憲法裁判に関する最高の裁判機関としての地位を有しています。現行憲法は二つの最高裁判機関を設け、各自に異なる役割を持たせるシステムを構築しており、これによって両機関はお互いに補完機能を果たすことになり、結果的に国民の基本権はより適正に保障されていると思います。

4. 結 び

これまで韓国の司法制度の発展過程、民事訴訟及び憲法裁判の変遷などを中心に現代社会における民事訴訟法の役割について申し述べてきました。冒頭にも申し上げたとおり、韓国の初期司法は日本から少なからず影響を受けましたが、その後、社会の発展や裁判現実の変化に素早く対応し、独創的な様相を呈しており、日本と異なる点も増えつつあります。しかしながら、日韓両国は同じ東アジア文化圏に属し、法体系、裁判所の組織や裁判官の人事制度など司法制度のフレームは依然として類似したとこ

ろが少なくありません。従いまして、日韓両国が相手方の制度の本質と趣旨を深く理解すること、その中で裁判制度および実務に関する示唆を得るために努力することは、極めて重要な意味を持つと考えます。本日の講演もまた、そういった理解と努力の一環としての意味を持つことをご理解いただければと思います。長い時間、ご清聴ありがとうございました。皆様のご健勝をお祈りいたします。